

意見書（案）第40号

県立高校の「統合・再編計画」の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成22年12月16日

大津市議会議長

竹内 照夫 殿

提出者	八 木 修
	塚 本 正 弘
	杉 浦 智 子
	石 黒 賀津子
	岸 本 典 子
	佐々木 松 一

## 県立高校の「統合・再編計画」の申止を求める意見書

現在、滋賀県教育委員会は県立高校の「統合・再編計画」を進めようとしている。高校の適正規模を「1学年F4～8学級」から「6～8学級」に変えたことにより、7校から12校が減らされることが予測されている。

県教育委員会は、「子どもの減少」と「財政難」を統廃合の理由としているが、この先10年間の高校生数は増えこそすれ減らないことが明らかであり、また県立全日制高校生一人当たりの県の支出は、全国的に見ても44位から47位の最下位レベルであって、いずれも統廃合の論拠とはならないものである。

県立高校が減らされ大規模校が増えることにより、大きな弊害が起こることが懸念されている。第一に、公立高校の募集枠が狭くなり、私立高校に行かざるを得なくなる生徒が増え、不況と所得減のもとでの経済的負担の増大により進学そのものができなくなる生徒が生まれるおそれがある。第二に、マンモス校が増えることにより教師の目が届かなくなって教育力の低下を招くとともに、生徒同士のつながりが薄れることになる。第三に、地域と高校のつながりが薄れるとともに、通学の時間や費用の負担が重くなることなどである。

今、県の動きを知った人たちから、地元の高校を守ろうと声が上げられているが、今回の方針について、県民の多くにはまだ広く知られているとは言えず、そのような中で拙速に統廃合を行うことは、子どもたちの未来に禍根を残すことになる。

よって滋賀県においては、公教育と子どもの未来を守るために以下のことを実行するよう強く求めるものである。

### 記

1. 県立高校の「統合・再編計画」はいったん中止すること。
2. 広く県民の意見を聞き、県民の合意を踏まえて今後の方向を決めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

大津市議会議長 竹内 照夫

滋 賀 県 知 事 あて